

監事の報酬に関する規則

最終改正：平成29年8月25日総会決議変更

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の監事報酬の支給に関し、定款第26条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(監事報酬の額)

第2条 報酬の限度額は、別表のとおりとする。

2 各々の監事の報酬額は、前項の限度額の範囲内で、監事の協議によって定める。

(監事報酬の支給)

第3条 報酬は、6ヶ月毎に支給する。ただし、支払日が休日の場合は前日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

(期間計算)

第4条 報酬は毎月26日から翌月の25日までを1月として計算する。

2 監事が就任又は退任した時期が前項で定める1月の中途であった場合の報酬の限度額は、退任した日が当該月の10日以前であったとき又は就任した日が11日以降であったときは、別表に定める月額半額の半額とする。

(規則の改廃)

第5条 この規則を改廃するには総会で決議しなければならない。

別 表 (第2条関係)

役員名	報酬月額
監 事	10,000 円以内

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年8月25日から施行する。